

国民健康保険制度のお知らせ

■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

■便利で確実な口座振替のご利用を

保険税の納付には、納め忘れないで便利で確実な口座振替をご利用ください。市税等収納取扱金融機関または市役所納税課

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割(26年中の所得に対して計算)	税率 4.85%	税率 1.90%	税率 1.55%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万5000円	1万1000円	1万4000円
課税限度額	52万円	17万円	16万円

※介護納付金分は、40～64歳の方が対象です。

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月	6月	8月
	26年中の所得が確定するまでは、25年中の所得で仮算定した保険税を納めます。		
本徴収	10月	12月	2月
	26年中の所得は、年間確定した保険料を3回に分けて納めます。		

75歳以上の方と国保加入者がいる世帯では、後期高齢者医療
後期高齢者医療制度加入者と同じ世帯の方の保険税を軽減

が年金受給額の2分の1以下
*介護保険料と保険税の合計額
*年金受給額が年額18万円以上
*介護保険料が年金受給額から差し引かれている

より口座振替での納付も可)。
*国民健康保険(以下、国保)に加入している世帯主及び世帯員全員が65～74歳

で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。
■年金受給額からの差し引き
次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の年金(老齢基礎年金など)の受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

制度の保険料と保険税をそれぞれ負担していただくため、保険税の軽減措置が受けられます。
●74歳まで国保加入者であった方が後期高齢者医療制度に加入した世帯の場合
世帯構成や収入が変わらなければ、これまでと同じ軽減措置を受けられます。これによる新たな手続きは必要ありません。

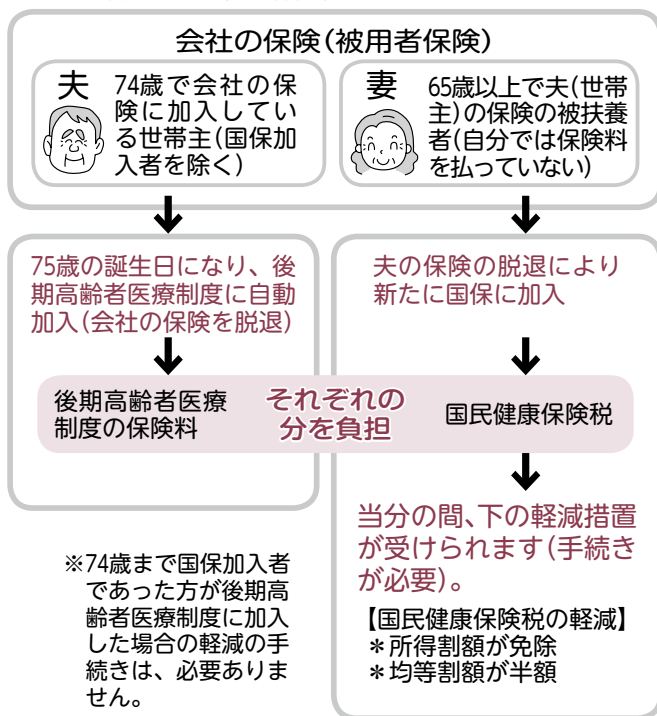
●74歳まで会社の保険の加入者であった方が後期高齢者医療制度に加入した世帯の場合
65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入すると、図1のとおり軽減措置が受けられます。軽減措置を受けるには、市役所保険係で手続きしてください。

■非自発的失業者の保険税を軽減
65歳未満で平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険受給資格者の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31の34の方は、保険税を計算するときの給与所得が70%軽減されます。雇用保険受給資格者証と、本人確認ができる書類を持って、市役所保険係へ申請してください。軽減の期間は、離職した日の翌日から翌年度末までです。

■新しい高齢受給者証を送付
現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。前年の所得により負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。有効期限の過ぎた受給者証は市役所保険係、東部出張所、あいばつくのいずれかへ返却してください。

■限度額適用認定証と減額認定証の更新
認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要の方は市役所

図1 〈軽減例〉74歳まで会社の保険に加入していた方の世帯で新たに国民健康保険税の負担が増える場合



■加入や脱退は届け出を
保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。
また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。☆詳しくは、保険係へ。

加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。

保険係へ申請してください。
なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。